

行政財産の現状と課題について

令和3年4月26日
財務省理財局

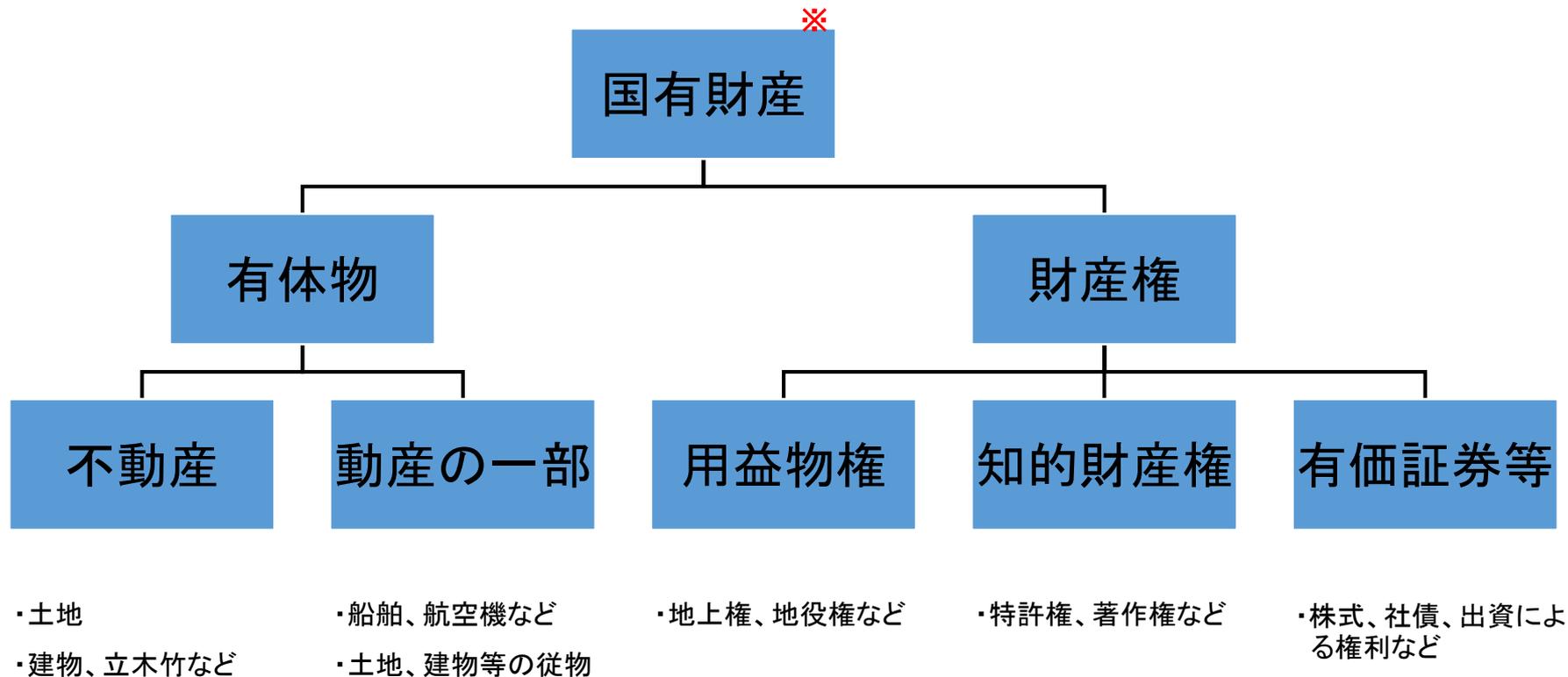
目次

1. 国有財産制度の概要
2. 庁舎制度の概要
3. 国家公務員宿舎制度の概要
4. 財政制度等審議会答申のフォローアップ状況
5. 行政財産をめぐる課題
6. 参考資料

1. 国有財産制度の概要

国有財産の範囲

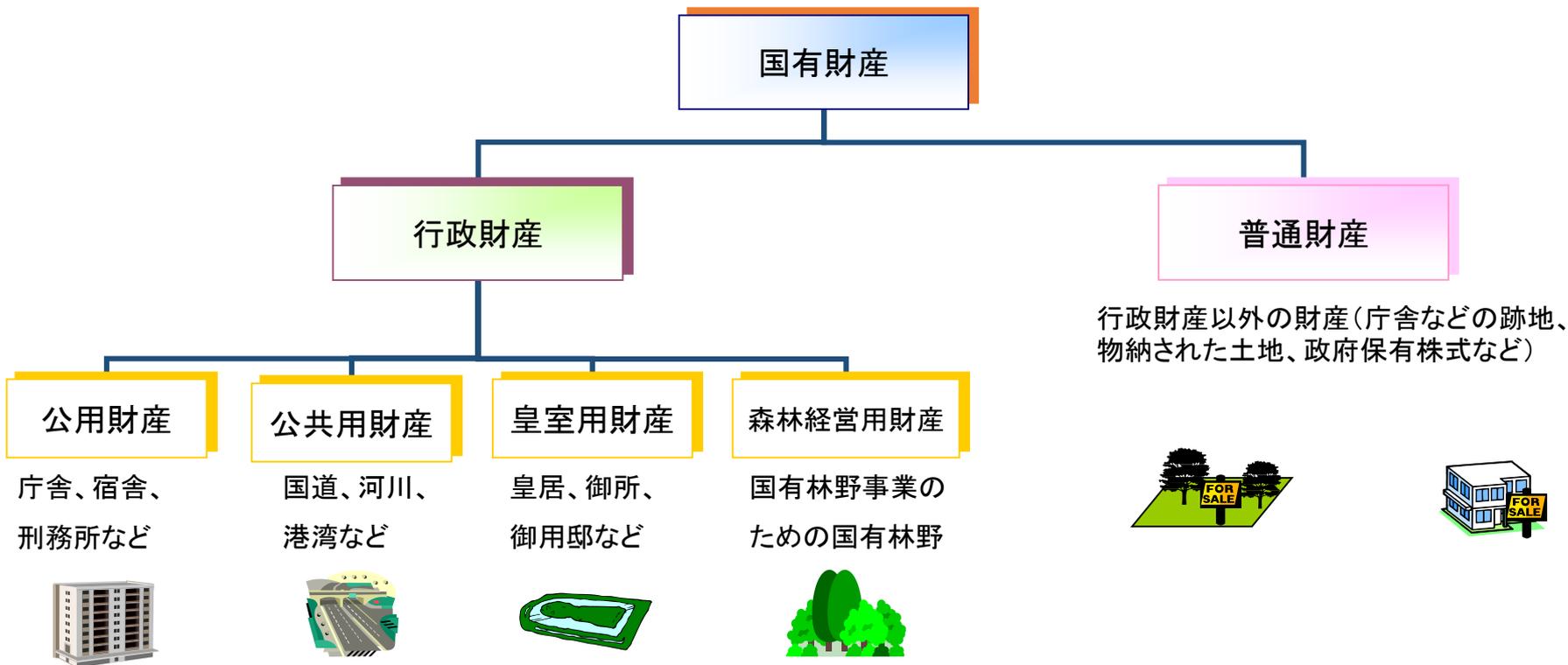
- 国は、不動産(土地、建物など)、動産(現金、自動車、船舶など)、用益物権(地上権など)、債権(貸付金など)、知的財産権など、多種多様な財産を所有しており、広い意味で「国有財産」という場合には、国が所有する財産の全てを指します(広義の国有財産)。
- しかし、国有財産行政において対象とされている財産は、国有財産法上の国有財産(狭義の国有財産)、すなわち、不動産、一部の動産、有価証券などを指します。
- なお、国有財産法の対象とされていない国有財産の例としては、現金(会計法において規定)、債権(国の債権の管理等に関する法律において規定)、物品(物品管理法において規定)などがあり、別の法体系の下におかれています。



※ 国有財産法上の国有財産(狭義の国有財産)。ここには、現金・預金、物品、債権などは含まれません。

国有財産の分類

- 国有財産の管理及び処分を規定する国有財産法においては、国有財産を「行政財産」と「普通財産」に分類しています。
- 「行政財産」には、庁舎などの「公用財産」や、道路・河川などの「公共用財産」などがあり、各省各庁の長が管理することとされています。
- 「普通財産」には、庁舎などの跡地、物納された土地、政府保有株式などが含まれます。
- 国有財産は、財産を所管する各省各庁において国有財産台帳を備え、数量・価格等が管理されていますが、公共用財産のうち道路、河川等については、それぞれ道路法(第28条)に基づく道路台帳、河川法(第12条)に基づく河川現況台帳等で管理されています。



国有財産に関する法体系

- 国有財産法は、国有財産の管理及び処分に関する基本法であり、財政法の下において国の財政管理作用に関する法体系の一部を構成しています。
- また、財産の種類・性質や社会情勢の変化に応じて国有財産行政を円滑に運営するため、国有財産法には多数の特別法や特別規定が存在しています。

財政法（昭和22年）

国の予算その他財政管理の基本に関する事項を定めたもの。
国の財産については、適正な対価の徴求及び効率的な運用を規定。

第9条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換し
その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを
譲渡し若しくは貸し付けてはならない。
2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その
所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければ
ならない。

国有財産法（昭和23年）

国有財産の管理及び処分について基本的な事項を
定めたもの。

会計法（昭和22年）

国の会計に関する契約に関する手続等を定めたもの。
国有財産について、売払い・貸付け等に伴う契約の手続は、
会計法に基づき行われる。

【特別法や特別規定の存在する法律の例】

国有財産特別措置法（昭和27年）

普通財産について、無償貸付等の拡大、交換
できる場合の拡大等の特例を定めたもの。

国の庁舎等の使用調整等に関する 特別措置法（昭和32年）

庁舎等の使用調整、特定国有財産整備計画の
手続等について定めたもの。

国家公務員宿舎法（昭和24年）

国家公務員宿舎の設置、維持及び管理等につ
いて定めたもの。

<財務省所管以外の法律>

道路法（昭和27年）、河川法（昭和39年）等

道路、河川等の公物ごとに、その機能管理に
ついて定めたもの。

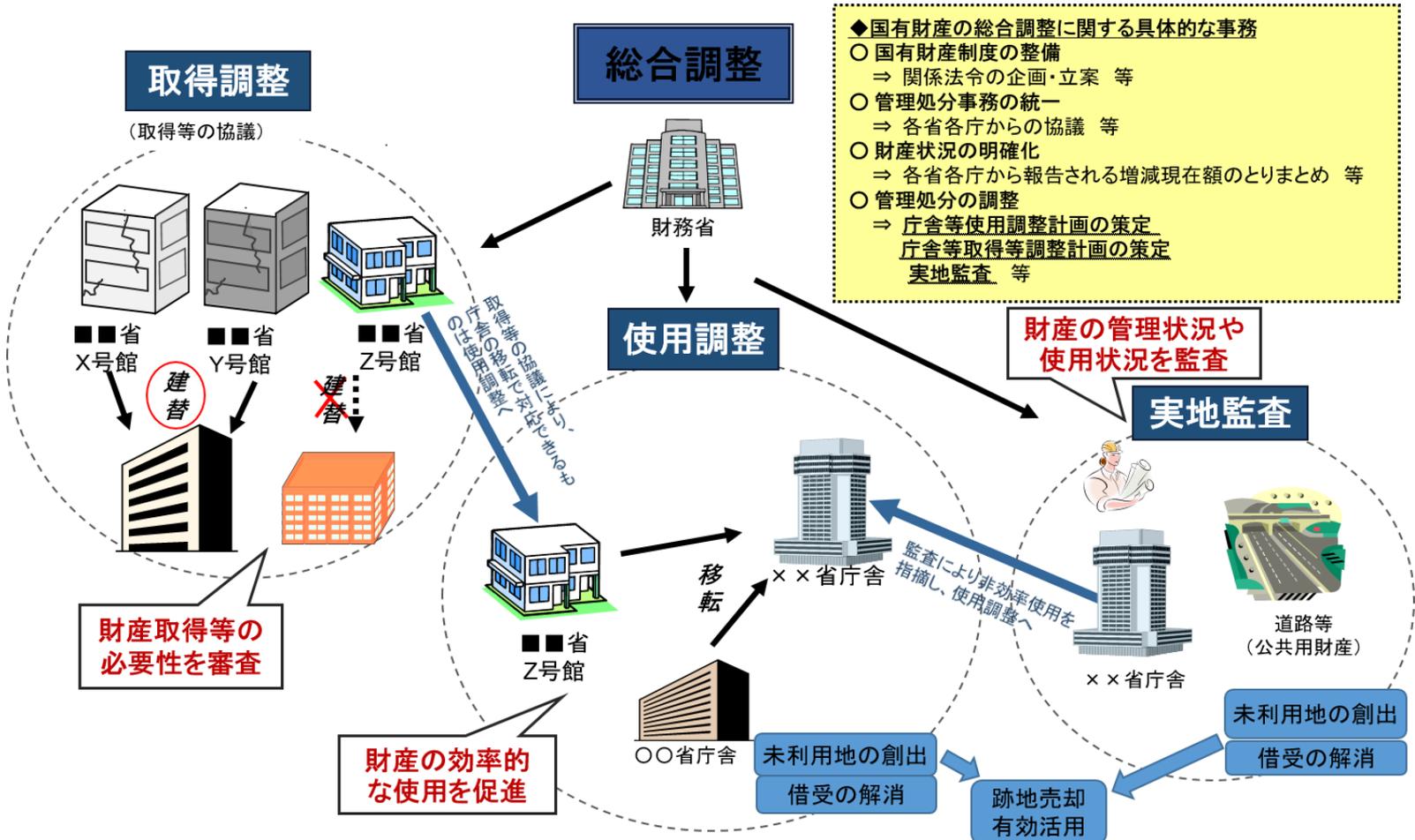
2. 庁舎制度の概要

国有財産の総合調整

- 個々の国有財産の管理処分事務は、各省各庁の長が行いますが、国有財産を全体として最も有効に活用するためには、個々の管理処分事務について総合調整(=総括)を行う必要があります。
この国有財産の総合調整は、財務大臣が行っています。

(参考) 国有財産法第九条の五

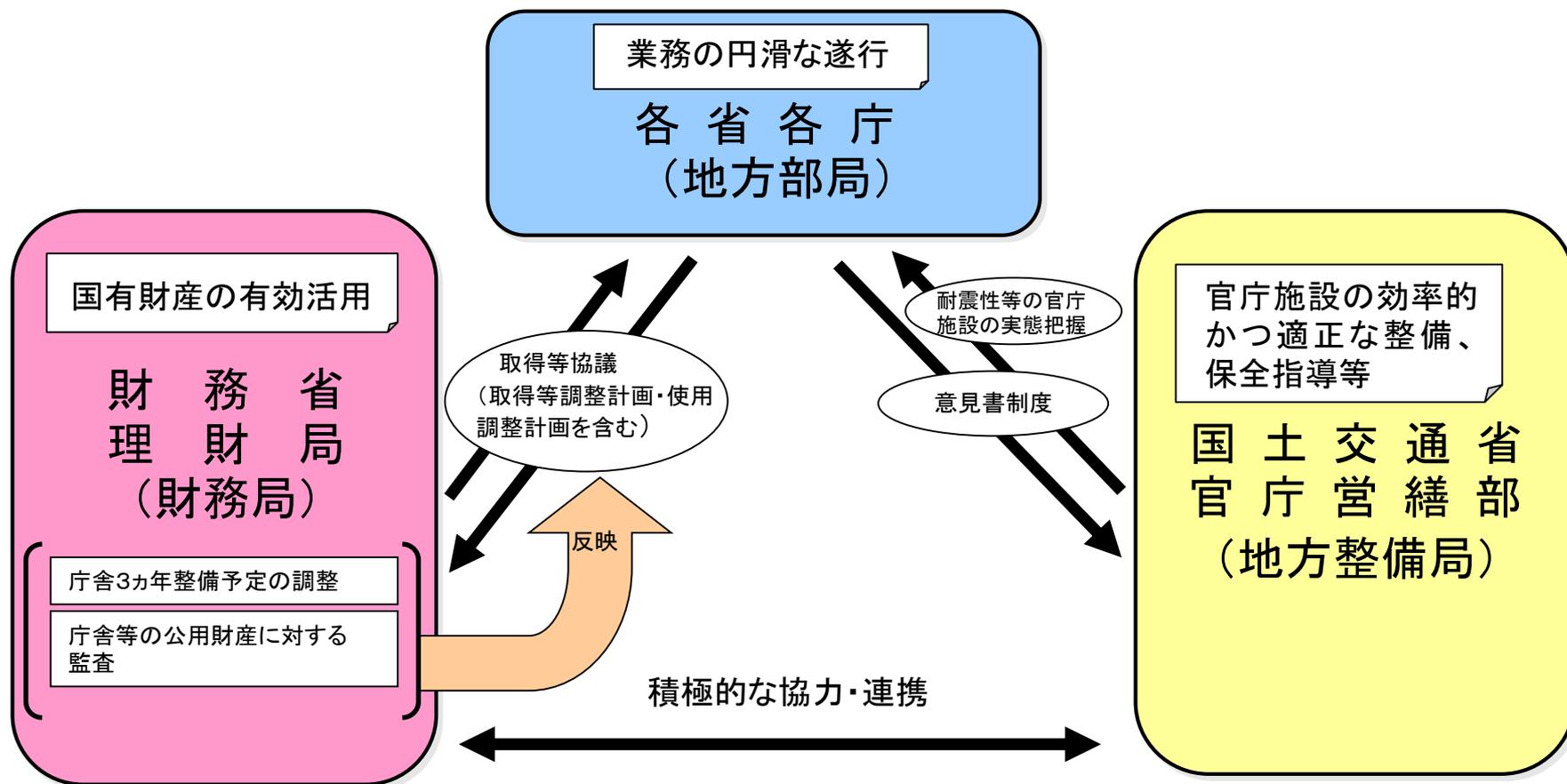
各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。



庁舎の取得・有効活用に関する財務省の役割

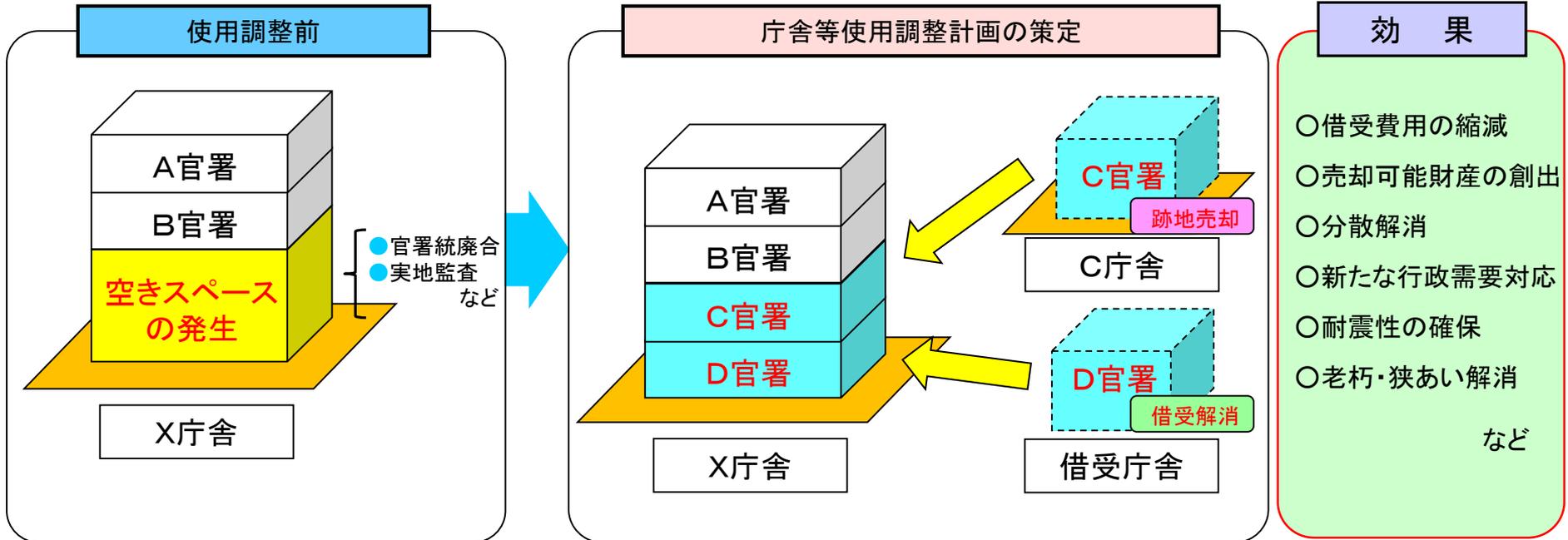
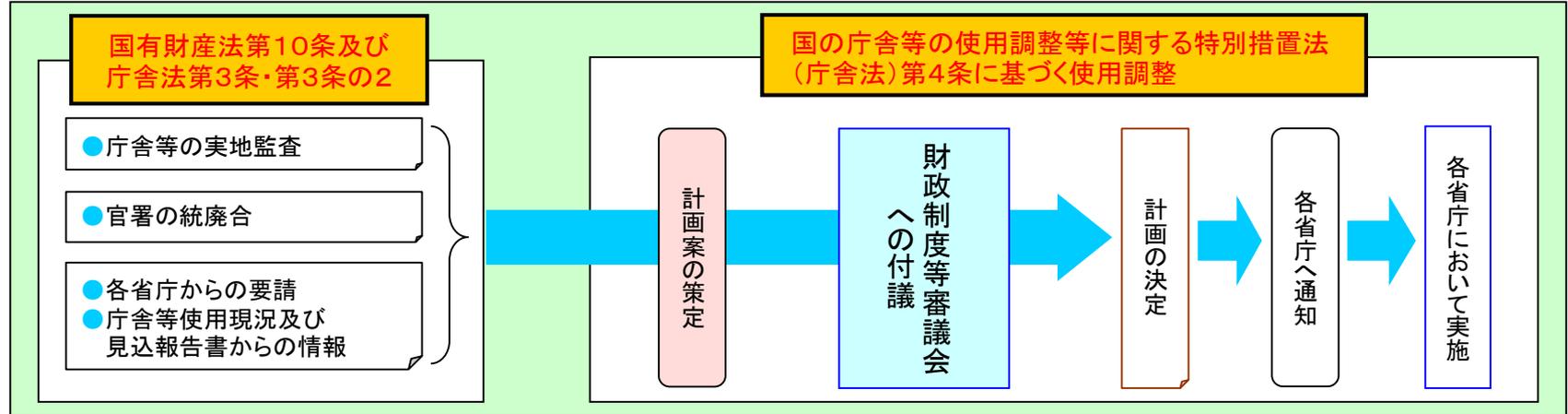
- 財務省は、各省各庁の庁舎整備にあたり、庁舎整備を実施する国土交通省との連携の下、効率的な取得、使用に向けて、各省各庁と調整、協議を行っています。

庁舎の取得・使用調整に関する関係省庁間の連携



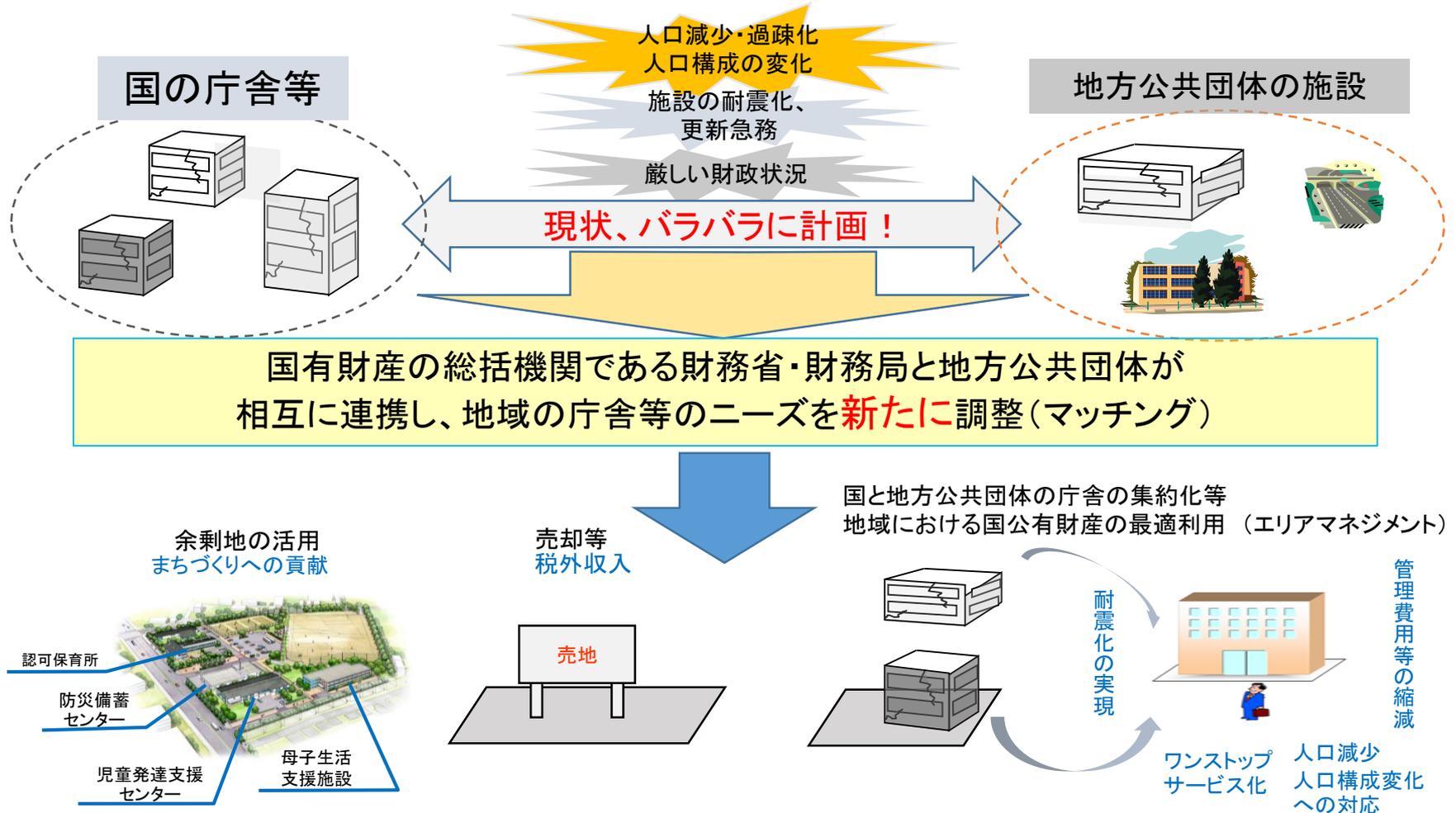
国有財産の効率的な使用・有効活用 ～庁舎等使用調整計画～

○ 財務省は、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整(庁舎等使用調整計画の策定)を行い、庁舎等の効率的な使用を推進しています。



地域における国公有財産の最適利用

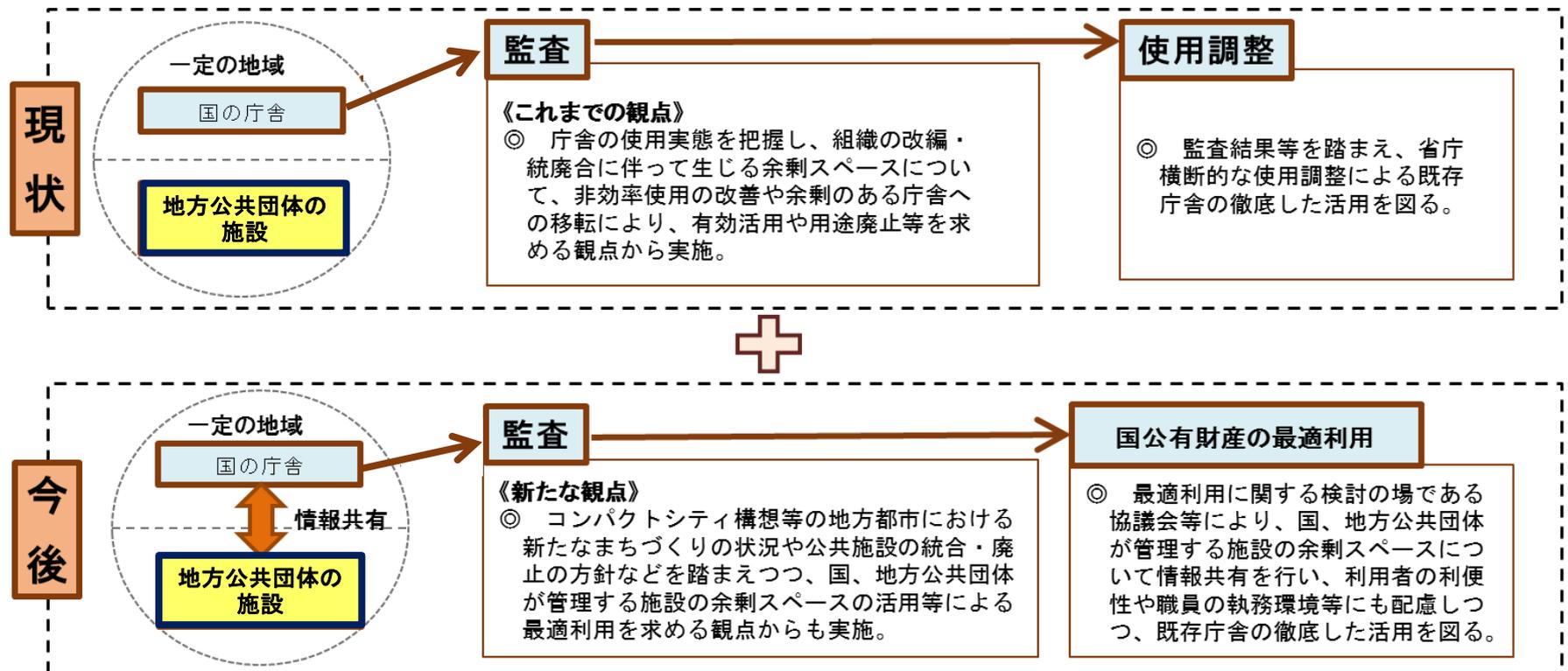
- 国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められています。
- また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況です。
- 国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていきます。



庁舎行政の見直し

～地方都市における既存庁舎の徹底した活用～

- 国の庁舎については、主に地方において、組織の改編や統廃合、定員削減等に伴い余剰スペースが生じている場合があります。これまでも、監査及び入替調整を実施し、非効率使用の改善のための有効活用や余剰のある庁舎への移転による用途廃止等を行ってきており、引き続き、的確に入替調整を行っていくことが必要です。
- 他方で、人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、コンパクト・シティ構想等による新たなまちづくりが進められたり、公共施設の統合・廃止に関する方針が定められたりする動きがみられます。こうした状況を踏まえ、国や地方公共団体が管理する施設の余剰スペースについて、双方の施設の最適利用を求める観点からも、最適利用に関する検討の場である協議会等の場で、情報共有を図り、地方公共団体の施設について国の庁舎への入居を促すなど、既存庁舎の徹底した活用を進めます。



中央官衙地区周辺における中央省庁の借受庁舎

- 中央官衙地区周辺に所在する国庁舎に事務スペースを確保できないため、民間施設の借受けを行っている中央省庁の部局が複数ある。
- 令和2年7月1日時点において、8省庁20部局により約4.0万㎡の民間施設の借受けが行われている。

省庁名	借受面積 (㎡)	借受部局数
内閣官房	3,760	5
内閣府	9,416	6
総務省	281	1
文部科学省	3,609	2
厚生労働省	1,557	1
経済産業省	2,931	1
国土交通省	566	1
環境省	17,984	3
計	40,106	20

(注1) 上記のほか、特許特別会計において特許庁庁舎改修工事期間中の仮移転等により約2万㎡の借受けを行っている。

(注2) 各省庁の借受面積は小数点第1位以下を切り捨てているため、借受面積合計とは一致しない。

3. 国家公務員宿舎制度の概要

国家公務員宿舎について

- 国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としています(国家公務員宿舎法第1条)。
- 国家公務員宿舎は、全ての省庁の職員に貸与が可能な「合同宿舎」と、特定の地域や施設(自衛隊や行刑施設など)に居住場所を確保する必要がある特定の省庁に所属する職員に貸与する「省庁別宿舎」があります。

【国家公務員宿舎の総戸数】162,309戸(令和2年9月1日現在)

合同宿舎

(70,702戸)

- ・ 全ての省庁(国会、裁判所を含む)の職員が貸与の対象
- ・ 設置・維持管理は、財務大臣が実施

省庁別宿舎

(91,607戸)

- ・ 特定の省庁に所属する職員に貸与する目的で設置され、原則、当該省庁職員が貸与の対象
- ・ 設置は、主として、各省各庁の長が実施
- ・ 宿舎の維持管理は、各省各庁の長が実施

【主な内訳】

防衛省(自衛隊)	48,290戸
法務省(行刑施設等)	12,779戸
公共事業(国交省、農水省)	8,877戸 等

(注)宿舎戸数は、被災者の方々に提供している165戸(総戸数に含まれていない廃止決定済宿舎15戸と合わせ、全体で180戸を被災者の方々に提供)、その他地方公共団体等へ提供している78戸の合わせて243戸を除いています。

「国家公務員宿舎の削減計画」等の概要

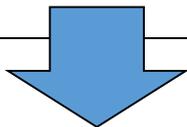
「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)のポイント

○ 宿舎戸数の削減

宿舎は、真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めず、今後5年を目途に、宿舎戸数約21.8万戸(平成21年9月の戸数)から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸(25.5%)程度の削減を行う。(全国10,684住宅のうち、5,046住宅を廃止。)

○ 廃止宿舎の売却

- ・ 廃止する宿舎については、その跡地をできる限り速やかに売却すること等により国の財政に貢献
- ・ 捻出される財源については、概算すると、約1,700億円。



「国家公務員宿舎の削減計画」の状況(平成29年5月26日国有財産分科会報告)

○ 平成29年3月末時点で、宿舎削減計画の状況は以下のとおりとなり、削減計画を達成した。

- ・ 宿舎の設置戸数約16.3万戸(5.6万戸(25.5%)の削減)
- ・ 廃止宿舎総数は、5,244住宅
- ・ 宿舎跡地売却に伴い捻出された財源は約2,939億円

宿舎の設置目的と職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型

国家公務員宿舎については、「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月公表)(※)において、設置目的等を次のとおり整理。

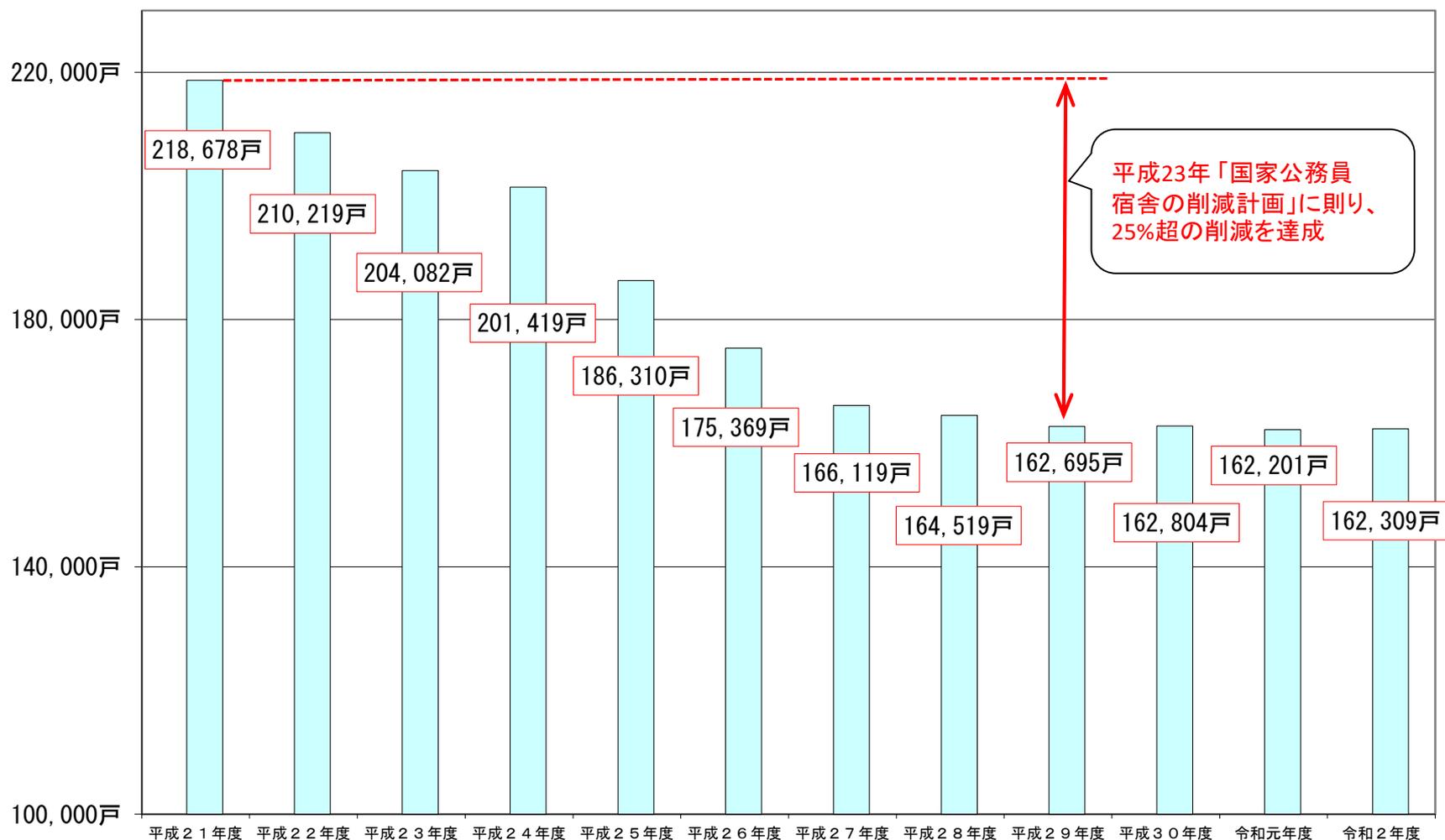
- 「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする」(国家公務員宿舎法第1条)ものであり、また、国が国民のニーズに適切に対応し、事務・事業を円滑に遂行する上で必要なもの。
- 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎(職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型)に限定し、主として福利厚生(生活支援)の目的での使用は行わない。
- 新規採用職員を類型の一つとすることについては、福利厚生の色合いが強く人材確保等の観点だけでは宿舎の必要性は認められないが、各類型に該当する職員については、それぞれの類型に含まれ宿舎への入居が認められる。

(※)財務副大臣を座長として設置された「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」においてとりまとめられもの。

職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型

	類 型
①	離島、山間へき地に勤務する職員
②	頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員
③	居住場所が官署の近接地に制限されている職員
④	災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画(BCP)等に基づき緊急参集する必要がある職員
⑤	国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員

国家公務員宿舎の設置戸数の推移



(注1) 調査時点は、各年9月1日現在。

(注2) 平成23年度及び平成24年度の宿舎戸数は、被災者の方々に情報提供している戸数を除いています。

(注3) 平成25年度～平成27年度の宿舎戸数は、被災者の方々に提供している戸数を除いています。

(注4) 平成28年度～令和2年度の宿舎戸数は、被災者の方々に提供している戸数及び地方公共団体等へ提供している戸数を除いています。

宿舎使用料については、厳しい財政状況等を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引上げを行う。

1. 歳出に概ね見合う使用料収入の水準

宿舎削減計画実施後(平成28年度以降)の宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入としての使用料(宿舎及び駐車場使用料)収入は500億円程度(見直し前の算定方式に基づく使用料収入(300億円程度)の約1.7倍)。

(注) 宿舎削減計画実施後の宿舎に係る歳出は540億円程度と見込まれるところであるが、国家公務員宿舎法第15条に基づき、借家権相当額を控除すると500億円程度となる。

2. 円滑な引上げ実施のための政策的対応

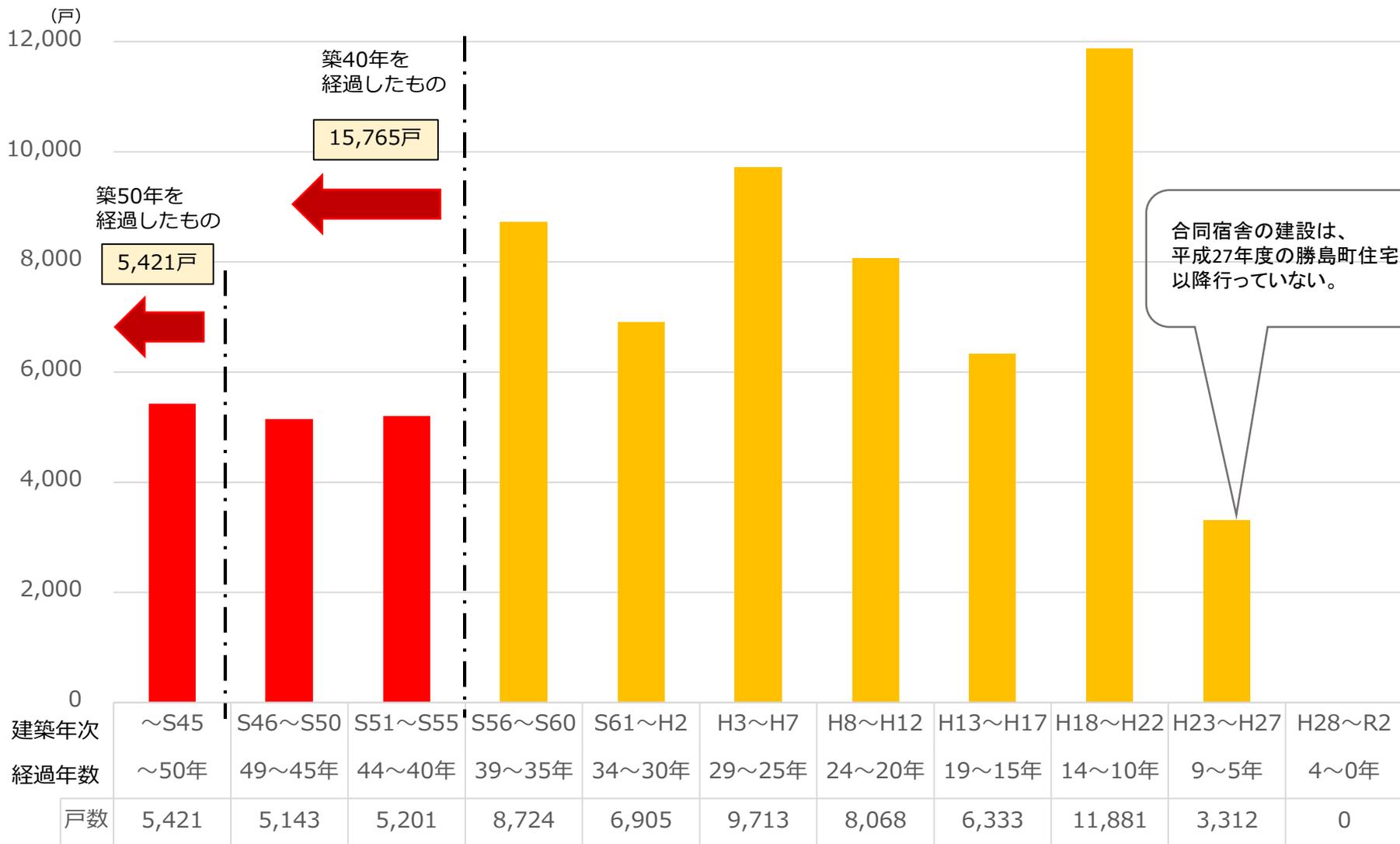
- ① 地方部(地方(※))における人口30万人未満の市町村(県庁所在地を除く))に係る宿舎使用料の引上げについて、見直し前の水準の1.3倍を上限。(※)現行の基準使用料の算定において、「その他の地域」に区分されている地域。
 - 地方部は、周辺民間住宅賃料が比較的安いため、使用料の大幅な引上げを行えば多くの退去者が発生する可能性。
- ② 単身赴任先の宿舎使用料水準は、概ね見直し前の水準並に抑制。
 - 単身赴任先及び赴任元の二重生活への配慮。
- ③ 災害発生時等の即応態勢を確保するため、無料宿舎制度を拡充。
 - 居住の義務化を前提に、官署からの距離要件を緩和(現行「100m未満」→「概ね2km以内」: 徒歩30分で官署に参集可能な都心の危機管理用宿舎並び)。
 - (注) 上記①②の対応を行うと、使用料収入は460億円程度となる見込みであり、これは見直し前の使用料収入の約1.5倍。

3. 平成26年4月、28年4月、30年4月に、3分の1ずつ引上げを実施(激変緩和措置)。

(注) 平成26年2月、同年4月の引上げ分等に係る関係政省令を閣議決定。平成28年1月、2回目の引上げ(28年4月以降)に係る関係政省令を閣議決定。平成30年1月、3回目の引上げ(30年4月以降)に係る関係政省令を閣議決定。

国家公務員宿舎(合同宿舎)の経年別戸数

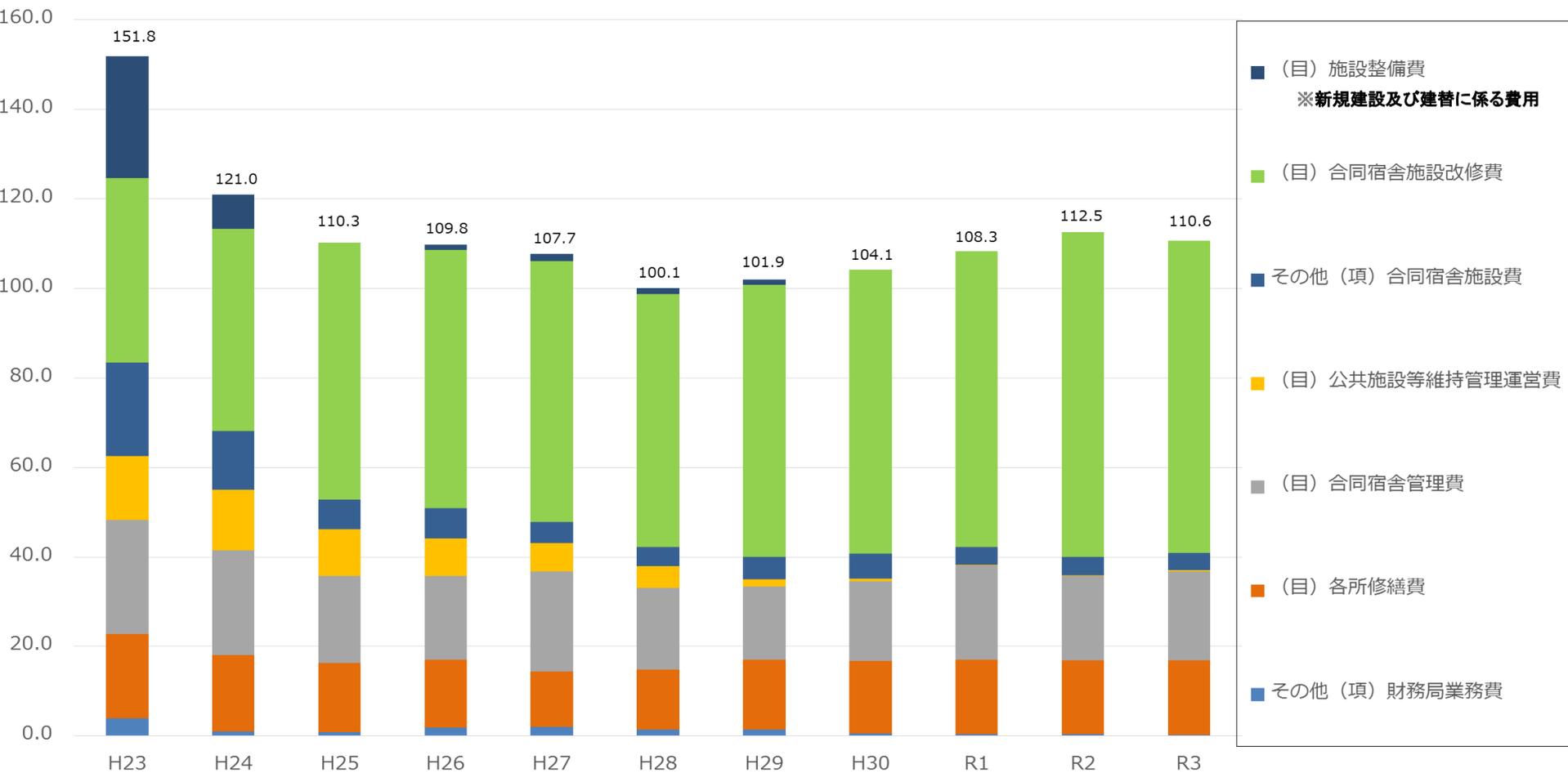
築50年を経過し老朽化が著しい宿舎が約5,400戸存在。さらに10年後はこれら老朽化宿舎が約15,800戸に増加する見込み。



(注) 令和2年9月1日時点

国家公務員宿舎(合同宿舎)関係費(一般会計)の推移

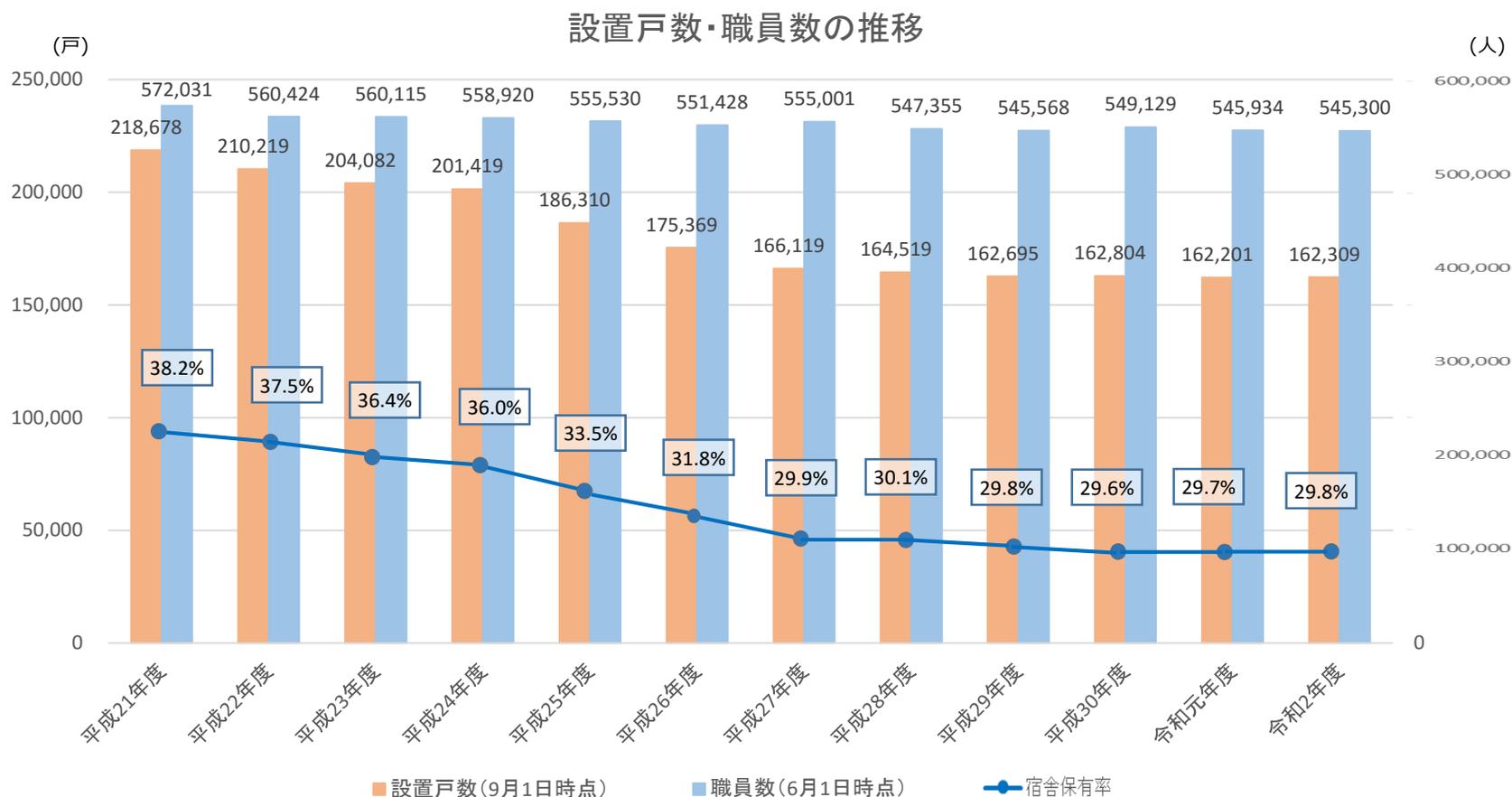
(億円)



(注) 当初予算額の推移

国家公務員宿舎の削減状況と職員に対する保有率

- 国家公務員宿舎については、「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月公表)に基づき、平成28年度末までに約16.3万戸まで削減している。
- 職員数から見た宿舎の保有割合も減少しており、令和2年度においては、29.8%となっている。
(財務省調べ)

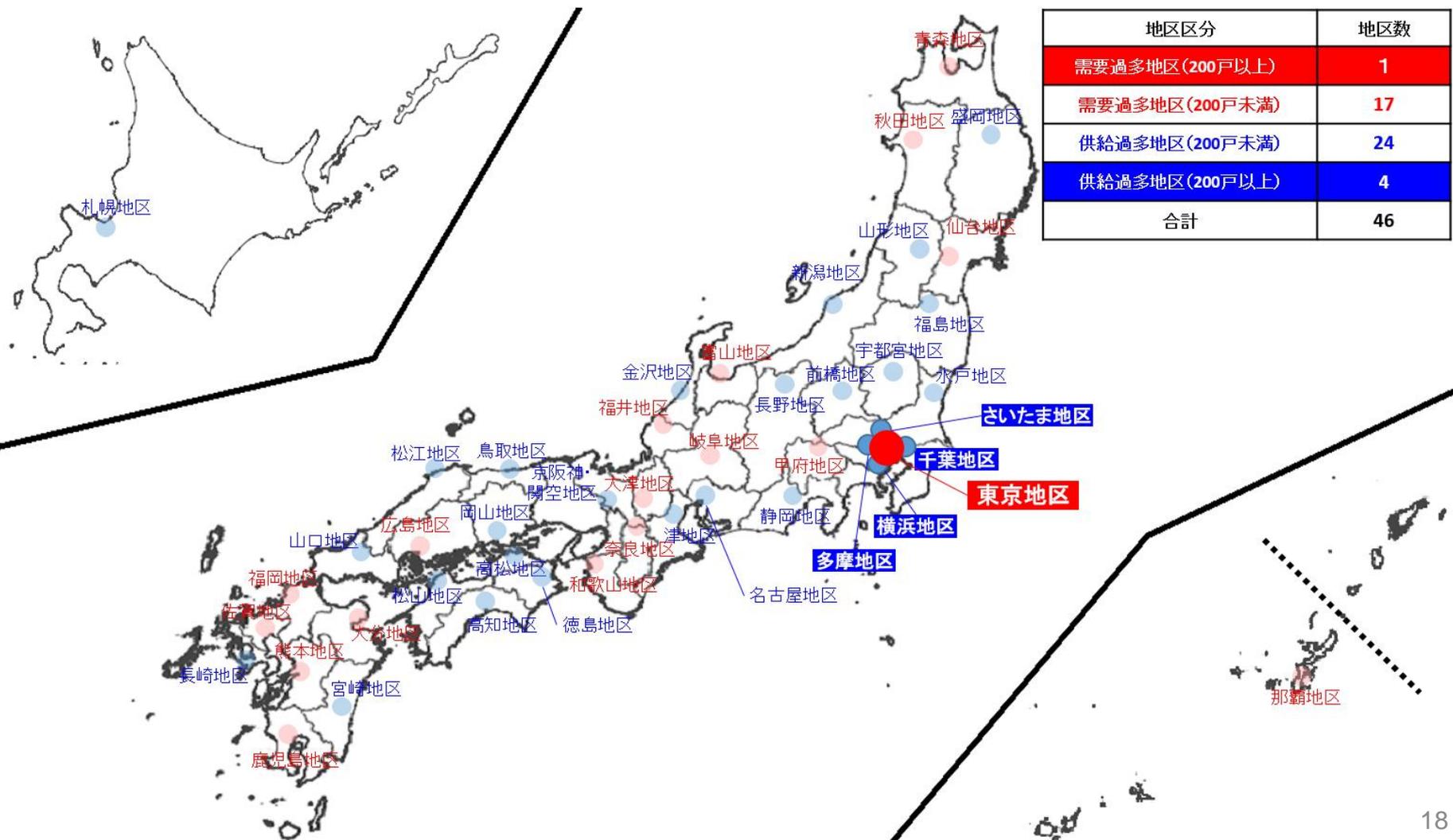


(注)職員数については、国家公務員宿舎法に規定する国家公務員宿舎に入居可能な常勤の国家公務員や独立行政法人の職員が対象。

宿舍の需要と供給の状況

- 多数の官署が集中する県庁所在地を中心とした地区を主に表示。
- 全地域で見た場合、需要と供給は概ね均衡しているところ、東京地区(23区)のみ大幅な需要過多となっている。

(財務省調べ)



東京23区に必要な宿舎の戸数

- 独身用、単身赴任用、世帯用いずれも不足している状況。
- 東京23区内に通勤可能な23区外の近接する市に所在する宿舎を含めた場合でも、特に独身用の宿舎の不足が顕著な状況。

(財務省調べ)

単位:戸

区分		使用可能戸数(A)	必要戸数(B) (構成比)	過不足数(A-B) (構成比)
独身用	東京23区内のみ	約4,400	約6,900 (29%)	▲2,500 (41%)
	東京23区内 + 近接する市の合同宿舎	約4,900		▲2,000 (50%)
単身赴任用	東京23区内のみ	約1,000	約2,000 (8%)	▲1,000 (17%)
	東京23区内 + 近接する市の合同宿舎	約1,200		▲800 (22%)
世帯用	東京23区内のみ	約12,400	約15,000 (63%)	▲2,600 (42%)
	東京23区内 + 近接する市の合同宿舎	約13,900		▲1,100 (28%)
合計	東京23区内のみ	約17,900	約24,000 (100%)	▲6,100 (100%)
	東京23区内 + 近接する市の合同宿舎	約19,900		▲4,000 (100%)

(注)・必要戸数は、宿舎への入居が認められる公務員の5類型に該当する者のうち宿舎の貸与が必要な者について、各省庁において令和2年9月1日時点で集計したもの。

- ・必要戸数には自宅保有者分は含まない。また、現在は宿舎に入居していないが、宿舎への入居を希望する者は含まれる。
- ・使用可能戸数は設置戸数から、廃止予定等のため新規の入居者を受け付けていない入居制限中の戸数を除いたもの。
- ・「近隣する市の合同宿舎」は、霞ヶ関駅から通勤時間が60分以内に所在する合同宿舎を東京23区内官署に勤務するために使用する宿舎と仮定して試算。
- ・各区分の戸数は百未満を四捨五入しているため、各区分の計と合計が一致しない場合がある。

「国家公務員宿舎の削減計画」等による宿舎の増減について(東京23区)

- 東京23区では「国家公務員宿舎の削減計画」により242住宅を削減、平成21年から令和2年までに4,895戸の宿舎減となっている。△4,895戸のうち、独身用宿舎は△1,993戸と約4割を占めている。
(財務省調べ)

区	削減計画で削減した住宅数 (単位:住宅)	H21からR2の宿舎設置戸数の増減 (単位:戸)	H21からR2の独身用宿舎設置戸数の増減 (単位:戸)
千代田区	△ 8	△ 53	△ 31
中央区	△ 4	△ 431	△ 372
港区	△ 22	△ 350	△ 48
新宿区	△ 26	△ 643	△ 433
文京区	△ 20	△ 249	△ 140
台東区	0	0	0
江東区	△ 4	698	394
品川区	△ 10	△ 94	△ 72
目黒区	△ 12	△ 485	△ 10
大田区	△ 7	△ 167	△ 126
世田谷区	△ 46	△ 1,396	△ 535
渋谷区	△ 13	△ 256	△ 4
中野区	△ 19	△ 840	△ 241
杉並区	△ 22	△ 547	△ 295
豊島区	0	△ 22	△ 30
北区	△ 15	△ 515	△ 263
板橋区	△ 5	△ 255	△ 172
練馬区	△ 4	△ 180	4
足立区	△ 1	△ 11	△ 7
葛飾区	△ 3	935	420
江戸川区	△ 1	△ 34	△ 32
合計	△ 242	△ 4,895	△ 1,993

(注)戸数については、各年9月1日時点での設置戸数の増減。

東京23区勤務の国家公務員の状況

- 東京23区の官署に勤務する職員構成を見ると、世帯が6.5万人、単身赴任が0.6万人、独身が3.4万人となっている。
- 東京23区に勤務する独身者の40%強が29歳以下の若手職員となっている。

(財務省調べ)

○東京23区官署に勤務する年齢別、世帯・単身赴任・独身の別

単位:人

	世帯		単身赴任		独身		合計	
		(年齢構成比)		(年齢構成比)		(年齢構成比)		(年齢構成比)
～24歳	708	1.1%	14	0.2%	6,014	17.7%	6,736	6.5%
25歳～29歳	3,093	4.8%	140	2.5%	7,661	22.5%	10,894	10.4%
30歳～34歳	7,505	11.6%	301	5.3%	5,347	15.7%	13,153	12.6%
35歳～39歳	10,379	16.0%	721	12.7%	3,728	11.0%	14,828	14.2%
40歳～44歳	11,758	18.2%	1,191	21.1%	3,276	9.6%	16,225	15.5%
45歳～49歳	12,498	19.3%	1,379	24.4%	3,509	10.3%	17,386	16.7%
50歳～54歳	9,867	15.2%	1,225	21.7%	2,635	7.7%	13,727	13.1%
55歳～	8,948	13.8%	684	12.1%	1,833	5.4%	11,465	11.0%
合計	64,756	100.0%	5,655	100.0%	34,003	100.0%	104,414	100.0%

(注)令和2年6月1日時点。

職員数については、国家公務員宿舎法に規定する国家公務員宿舎に入居可能な常勤の国家公務員や独立行政法人の職員が対象。

中央省庁のBCP用宿舎について

- 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月閣議決定)に基づく各省庁の業務継続計画(BCP)により徒歩等で3時間以内に参集が求められる緊急参集要員(BCP職員)の初動体制の確保に向け、各省庁から6km圏内の宿舎をBCP用宿舎として指定したものの、未だに不足している状況。
- BCP職員は役職・年代が限定されていないことから、BCP用宿舎については独身用・単身赴任用だけでなく世帯用宿舎も必要。

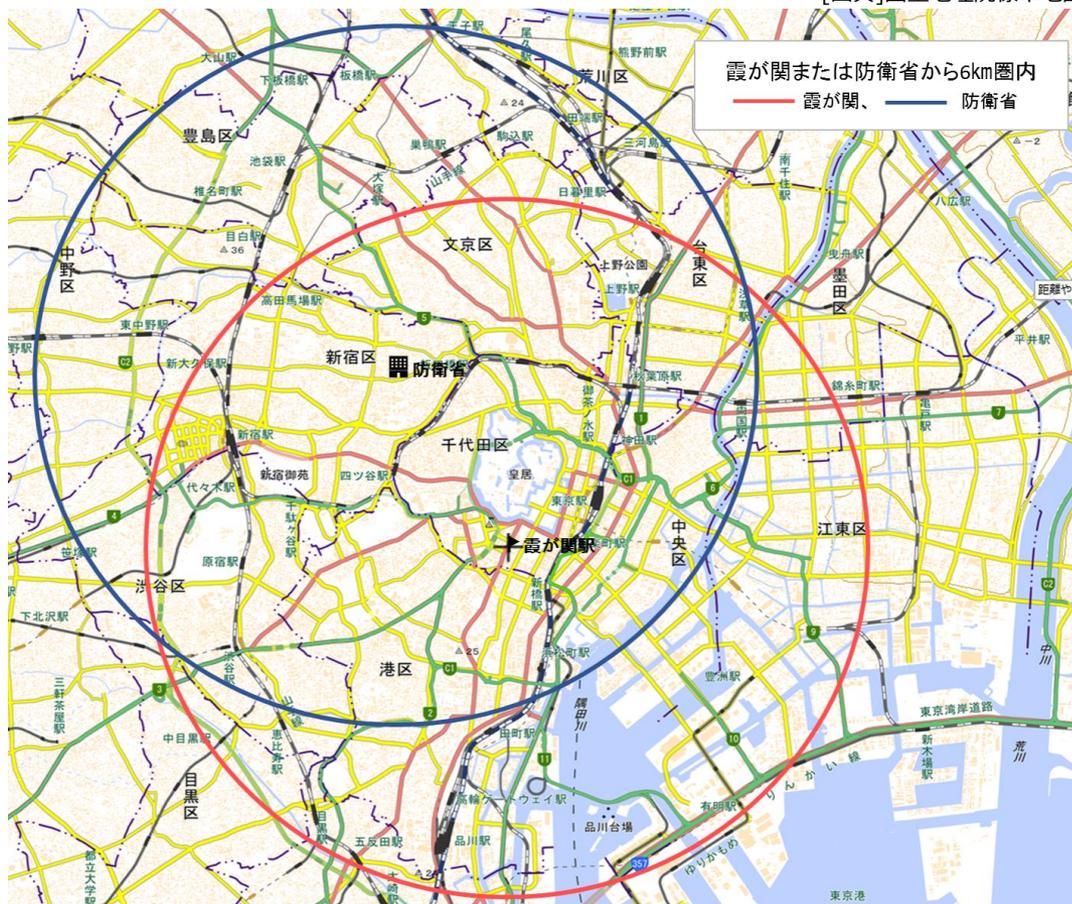
BCP用宿舎の概要

- 理財局は、震が関または防衛省より6km圏内の宿舎を「BCP用宿舎」として指定。各省庁は、BCP職員の入居者数を把握・管理し、BCP職員の入居者数を増やしていくこととする。

※合同宿舎においては、21住宅を指定

- 理財局は、BCP職員の入居者数等の低下が続く省庁に対して、BCP用宿舎(合同宿舎)の返還を要請し、返還を受けた宿舎については、BCP職員を入居させることを前提に他の省庁へ割り当てるなど所要の調整を実施。

[出典]国土地理院標準地図



4. 財政制度等審議会答申の フォローアップ状況

今後の国有財産の管理処分のあるり方について

－国有財産の最適利用に向けて－

令和元年6月14日
財政制度等審議会
第47回国有財産分科会資料

(1) 行政財産の有効活用

1. 課題

- 行政財産の使用許可について、短期的なものが多く、利用は限定的であり、積極的に行政財産の活用を進める必要がある。

2. 主な見直し内容

○ 使用許可期間の設定等

- 使用許可制度や活用可能な財産の情報を積極的に発信し、地域社会による活用を促すとともに、使用許可期間を、個々の利用内容やニーズに応じて、柔軟に設定できるよう見直しを行う。
(現状:原則1年以内、最長5年⇒原則5年以内、最長10年)

(2) 庁舎

1. 課題

- 地方では、組織の統廃合等により、庁舎の余剰スペースが生じている。一方、地方公共団体では、様々なまちづくり計画が進められており、国公有財産の最適利用の観点から、こうした取組みと連携する必要がある。
- 中央官衙地区及びその周辺において、庁舎が不足しており、多数の官署が民間施設を借り受けている。

2. 主な見直し内容

○ 地方都市における既存庁舎の徹底した活用

- 庁舎の余剰スペースについては、的確に入替調整を行うとともに、地方公共団体とも情報共有を図り、既存庁舎の徹底した活用を進める。

○ 権利床の活用

- 中央官衙地区及びその周辺など、庁舎が不足している地域において、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、権利床を庁舎として活用する。

(3) 国家公務員宿舎

1. 課題

削減計画に基づき、平成28年度までに約5.6万戸(25.5%)を削減(住宅数は約半減)し、跡地の売却により約2,939億円の財源を捻出(計画上は約1,700億円)することにより、計画を達成。

- 宿舎の必要戸数について、全体として、削減計画後の宿舎戸数16.3万戸程度の需要があるが、地域ごとで見ると宿舎の需要と供給にミスマッチが生じているほか、災害等の際の業務継続体制の確保の観点からも、適切に宿舎を確保する必要がある。
- 独身用や単身用宿舎が不足する一方で、世帯用宿舎は余剰が生じており、宿舎の住戸規格にミスマッチが生じている。
- 宿舎の老朽化が進む中、現状の改修方法のままでは、将来的に使用可能戸数が減少すると見込まれる。

2. 主な見直し内容

今後、宿舎需要の変化等を見極めつつ、以下の方向性で検討。

○ 地域ごとの需給のミスマッチ解消等

- 趨勢的に宿舎が不足している地域については、借受又は建設により必要な宿舎を確保するとともに、趨勢的に宿舎が供給過多となっている地域においては、老朽度等を勘案して残すべき宿舎を見極め、余剰となる宿舎については廃止を進める。
- 災害発生時等の初動体制を確保するため、緊急参集要員用の宿舎(BCP用宿舎)の確保に向けた具体的な検討を進める。

○ 住戸規格のミスマッチ解消

- 不足する独身用・単身用宿舎については、既存宿舎の模様替などにより対応を行うとともに、若年層の負担を軽減しつつ、既存の世帯用宿舎の活用を図る。

○ 老朽化への対応

- 建築年次だけでなく、個々の宿舎の状況に応じて予算配分を行い、計画的かつ効率的に改修を進める。

答申のフォローアップ（行政財産の維持管理に係る見直し）

これまでの対応状況

- 地方公共団体に対して、各省各庁が所管する活用可能な財産を各財務局が一元的に情報提供し、地方公共団体から利用要望がない場合は、各財務局のホームページにおいて広く利用要望を募集するよう、通達を改正。
個々の利用内容やニーズ、投資費用の回収に要する期間を考慮し、国の事務・事業に支障のない範囲内で、国有財産を貸し出す際の使用許可の期間をこれまでの原則1年以内（最長5年）から原則5年以内（最長10年）とするよう、通達を改正。
（令和元年9月20日）
- 庁舎等の監査にあたっては、地方都市における新たなまちづくりの状況や公共施設の統廃合の方針等を踏まえつつ、最適利用を求める観点から、国や地方公共団体が管理する施設の空きスペースの相互活用も検討する旨を通達に規定。（令和元年9月20日）
- 市街地再開発事業等に伴い国が取得する権利床を庁舎として活用する場合において、市街地再開発事業等のスケジュール（都市計画、事業計画、権利変換計画の決定など）の各タイミングに合わせて段階的に意思決定することとし、必要となる対応について、通達を制定。
（令和元年9月20日）

答申のフォローアップ（行政財産の維持管理に係る見直し）

これまでの対応状況等

- 地域ごとの需給について、東京23区の宿舎不足、特に独身用の宿舎の不足が顕著な状況を把握。
- 令和2年6月に、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）に基づく各省庁の業務継続計画（BCP）により徒歩等で3時間以内に参集が求められる緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）の制度を創設し、各省庁から6km圏内の宿舎をBCP用宿舎として指定したものの、BCP用宿舎が不足する状況を把握。
- 独身用宿舎が不足する状況に対するソフト面の対応として、係員クラス（職務の級が1、2級相当）の独身職員に対して① a 規格（独身用）については係員クラスを優先して貸与、② c 規格の宿舎を貸与する際は宿舎使用料を現行の概ね80%の水準に軽減、できるように関係省令及び通達を改正。
- 長期（今後20年以上）にわたっての使用を見込む宿舎について、計画的かつ効率的に改修を進めるため、令和2年度に長期使用の可否判定等の具体的な制度設計・試行を行い、令和3年3月に通達を改正。
令和3年度より、老朽度、立地条件及び需要などを総合的に勘案し、長期にわたっての使用を見込む宿舎へ改修予算を配分して、長期使用可否判定の本格運用、リノベーション工事（陳腐化への対応）の実施等を進めていく。
また、長期使用に適さないとされた宿舎については、改修を必要最小限にとどめ、廃止に向けた検討を進めていく。

5. 行政財産をめぐる課題

庁舎に関する課題

- 中央官衙地区及びその周辺においては、庁舎が不足し、多数の官署が民間施設を借受けしている状況であるなど、庁舎の狭隘化が課題となっている。この点にどのように対応すべきか。
- 政府は、デジタル・ガバメント化を進めており、ペーパーレスやオフィス改革の取組みを推進している。また、働き方改革に伴い、柔軟な働き方がしやすい環境整備として、テレワークの導入も推進している。こうした政府の取組みや新しい働き方の動きも踏まえ、庁舎における課題を解決するためにどのような対応が検討できるか。
- 政府は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを政府目標として掲げている。庁舎の取得や使用に係る調整、協議の中で、どのように環境・脱炭素に配慮した対応が検討できるか。

国家公務員宿舎に関する課題

- 新しい働き方や民間住宅におけるトレンドなどを踏まえて、国家公務員宿舎にどのような機能や役割を付加すべきか。
- 平成23年の「国家公務員宿舎の削減計画」により全国で25%を超える宿舎戸数が削減されて以来、東京23区内では(羽田空港の24時間化に対応するための勝島町住宅を除き)合同宿舎の建設が計画されておらず、現状、東京23区内が全国で最も宿舎が不足する地域となっている。この点にどのように対応すべきか。
- 東京23区内の官署に通勤する職員用の宿舎については、独身用、単身赴任用、世帯用のいずれの規格も不足している中で、優先すべき規格はどれか。
また、年齢層別、役職別に見た場合に、どの階層の職員に重点を置くべきか。
- BCP用宿舎については、令和元年答申において「まずは中央省庁を中心とした東京におけるBCP用宿舎の確保が必要」とされ、順次、BCP用宿舎におけるBCP職員の入居者数を増やしてきているが、未だに不足している状況についてどのように対応すべきか。
- 築40年超の合同宿舎が1万5千戸を超えるなど老朽化が進行する中で、余剰となる宿舎についてどのように廃止を進め、残すべき宿舎についてリノベーションなどの手法をどのように活用していくべきか。

6. 參考資料

デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25 閣議決定)

(1)ペーパーレス化の推進

「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行うこととされた。これを踏まえ、内閣官房は会計手続、人事手続に関する法令等を所管する関係機関の協力を得て、各府省等に共通して適用される書面・押印・対面手続に関する見直し方針等を示している。

(2)テレワークの推進

テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、育児、介護等のために時間制約がある職員、障害等のために日常生活・社会生活上の制約がある職員の能力発揮にも資するものであり、ワークライフバランスの観点からも重要である。

国家公務員テレワーク・ロードマップ(H27.1.21 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) (R3.3.30改訂)

2. 基本的な方向と進め方

(1)基本的な方向

これまでの国家公務員テレワーク・ロードマップの取組、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立の取組の中で、以下のような課題が明らかになった。

- ①制度面では、テレワーク実績が増えたことによるテレワーク職員の勤怠管理の在り方、業務分担の適正化、テレワーク実施・報告に係る煩雑な手続、テレワーク実施日の変更や取消手続、地方機関の実施可能職員の拡大等
- ②システム面では、各府省等において個別にLAN環境が構築されていることによる府省庁をまたぐウェブ会議の実施が困難、テレワーク可能な端末の数やリモートアクセス可能な回線数の制限、業務上の電話通話(以下「公用通話」という。)料金の個人負担等
- ③環境面では、サテライトオフィスなどを活用した自宅外でのテレワーク実施等
- ④業務改革面では、資料の電子化・ペーパーレス化が不十分、それらに伴うテレワーク時の生産性の低下等

2)-6サテライトオフィスの整備等

内閣人事局が令和元年9月に行った職員アンケート調査の結果によると、自宅でのテレワーク環境が不十分とした職員が3割を超えており、サテライトオフィスの設置により改善が期待される。

各府省等は、職員のテレワーク時の執務環境の違い、単身赴任等を理由とした実家付近の職場での勤務希望、地方支分部局の執務スペースの活用可能性など、サテライトオフィスの在り方について検討し、記載する。

菅内閣総理大臣所信表明演説 (R2.10.26)

(グリーン社会の実現)

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。我が国は、二〇五〇年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

(中略)

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

第42回地球温暖化対策推進本部における菅内閣総理大臣指示 (R2.10.30)

各閣僚には、それぞれの所掌分野の排出削減策、脱炭素技術の開発や実装、グリーンファイナンス促進、関連規制の改革などを検討いただきたい。そして世界をリードできる外交も進めていただきたい。

住生活基本計画(全国計画) (R3.3.19閣議決定)

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充し、ライフサイクルでCO2排出量をマイナスにするLCCM住宅の評価と普及を推進するとともに、住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化

官庁施設の環境負荷低減の推進

官庁施設のライフサイクル※を通じた環境負荷低減の推進と、政府実行計画(H28.5.13閣議決定)に基づき関係府省が行う温室効果ガス排出抑制への技術的支援を行う。 ※企画から設計、工事、運用、廃棄に至る施設のライフサイクル

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備の推進

自然エネルギーの利用

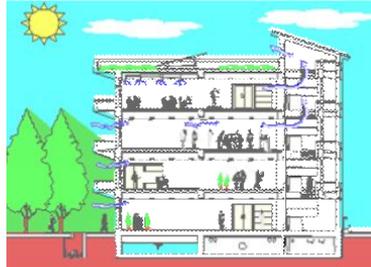
- ・太陽光発電
- ・自然換気、自然光利用

負荷の低減

- ・断熱性、気密性の向上 ・庇等による日射の遮断
- ・高性能ガラス ・複層ガラス

長寿命

- ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応



適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用

エネルギー・資源の有効利用

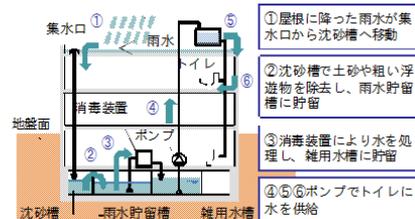
- ・LED照明 ・昼光利用 ・初期照度補正 ・人感センサ ・高効率熱源 ・変風量制御
- ・変流量制御 ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化

雨水利用の推進

雨水の利用の推進に関する法律【平成26年5月1日施行】

- ・国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標 (平成27年3月閣議決定)
- ・雨水の利用の推進に関する基本方針 (平成27年3月国土交通省告示)

「目標」及び「基本方針」に基づき、直轄事業における雨水利用を一層推進
・関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施



【雨水利用施設のイメージ】

政府実行計画の実現に向けた各府省庁の支援

○政府実行計画等の建築物関連部分を担当

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府実行計画(H28.5.13閣議決定)において、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減(2013年度比)する目標が設定された。

○支援チーム(※)のメンバーとして、関係府省が行う建築物の建築、管理等に当たっての温室効果ガス排出抑制の取組を支援

(※)内閣官房、環境省地球環境局、経済産業省産業技術環境局、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部、国土交通省大臣官房官庁営繕部

○情報提供

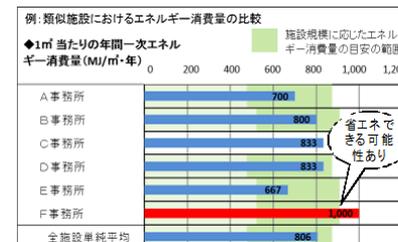
- ・施設のエネルギー使用状況
- ・LED照明導入時の注意点
- ・省エネルギーの手法 等



【地球温暖化対策に関する情報提供】

○個別の要請等に応じた支援

- ・施設の省エネルギー対策に関する相談 等



【エネルギー使用状況の分析例】

経済対策における国有財産の活用①

国土強靱化など安全・安心の確保

1. 遊水地・貯留施設の整備加速

○ 激甚化する水災害への対応を強化するため、まずは全国50箇所を目標に、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進。

➔ 国有地のリストを全国的に提供するとともに、浸水被害防止が困難な河川（特定都市河川）の流域において地方自治体が整備を行う場合に、貸付料の減免を可能とするよう制度を見直し。



□ : 特定都市河川 (現行8河川。今後、対象河川を拡大し、追加の見込み。)



2. 地方自治体における災害発生前の対応に係る支援

○ 台風等による災害の激甚化に伴って、地方自治体において発災前に避難場所や廃棄物仮置き場等を確保しておくニーズが顕在化。

➔ 発災前においても国有財産の無償提供が可能である旨明確化した上で、

活用できる国有地を地方自治体に提示し、災害対応を支援。
(平成28年熊本地震時の廃棄物等の仮置き場の約6倍)



熊本地震の際の廃棄物仮置き場
(出典: 環境省HP『災害廃棄物対策フォトチャンネル』)

経済対策における国有財産の活用②

ポストコロナの経済構造への転換

1. デジタル社会の基盤となる5Gの基地局整備加速

○ 5Gは、周波数の特性上、各基地局がカバーできるエリアが小さいことなどから、その全国展開には可能な限り多くの基地局が必要（2024年4月までに約28万局を目標）。

➔ 事業者による基地局整備を後押しするため、庁舎・宿舍等を基地局の設置場所として提供。

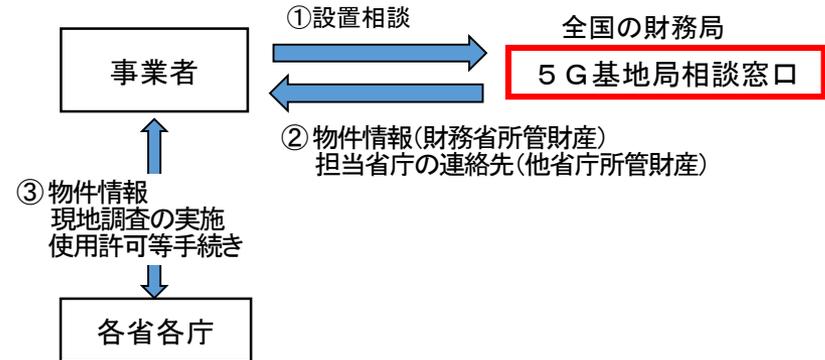
庁舎・宿舍等のリスト*を民間事業者に公表

庁舎屋上を活用した基地局整備のイメージ



(*) 緯度・経度情報や建物の高さ情報等も提供。

「5G基地局相談窓口」を全国の財務局に設置



2. 地方都市等における新しい働き方の支援

○ 地方都市等におけるテレワーク環境の整備を推進し新しい働き方を支援。

➔ 全国各地に所在する庁舎等を民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として提供。

各地の庁舎にサテライトオフィスを設置

